

今後の社会福祉法人の展望

令和元年11月



厚生労働省大臣官房審議官
辺見 聡

1874年 恤救規則(じゅつきゅうきそく)

【社会福祉の萌芽】

- ・家族。個人等の私的救済が中心で、「無告の窮民」のみが公的救済

1929年 救護法(財政難で実施延期。1932年施行)

【公的扶助の原型】

- ・初めて救護を国の事業としたが、権利性はない。

1938年 社会事業法

【社会福祉事業法の前身】

- ・救貧事業、養老院、育児院など私的社会福祉事業を助成
(優遇税制、補助金支出)

1946年 旧・生活保護法

- ・引揚者等貧困対策

1947年 児童福祉法

- ・浮浪児、孤児対策

1949年 身体障害者福祉法

- ・戦争による身体障害者対策

1950年 生活保護法

- ・貧困者全般を対象。生存権保障を明確化。

1951年 社会福祉事業法(2000年に社会福祉法に名称変更)

- ・社会福祉事業の範囲、社会福祉法人、福祉事務所などの基盤制度を規定

低所得者から一般的なハンディキャップを有する者に対象拡大

1960年 精神薄弱者福祉法(1999年に知的障害者福祉法に名称変更)

1961年 児童扶養手当法

1963年 老人福祉法

1964年 母子福祉法(1982年に母子及び寡婦福祉法に名称変更)

1970年 心身障害者対策基本法

1971年 児童手当法

1990年 福祉8法改正

- ・在宅福祉サービスの積極的推進
- ・福祉サービスを市町村に一元化

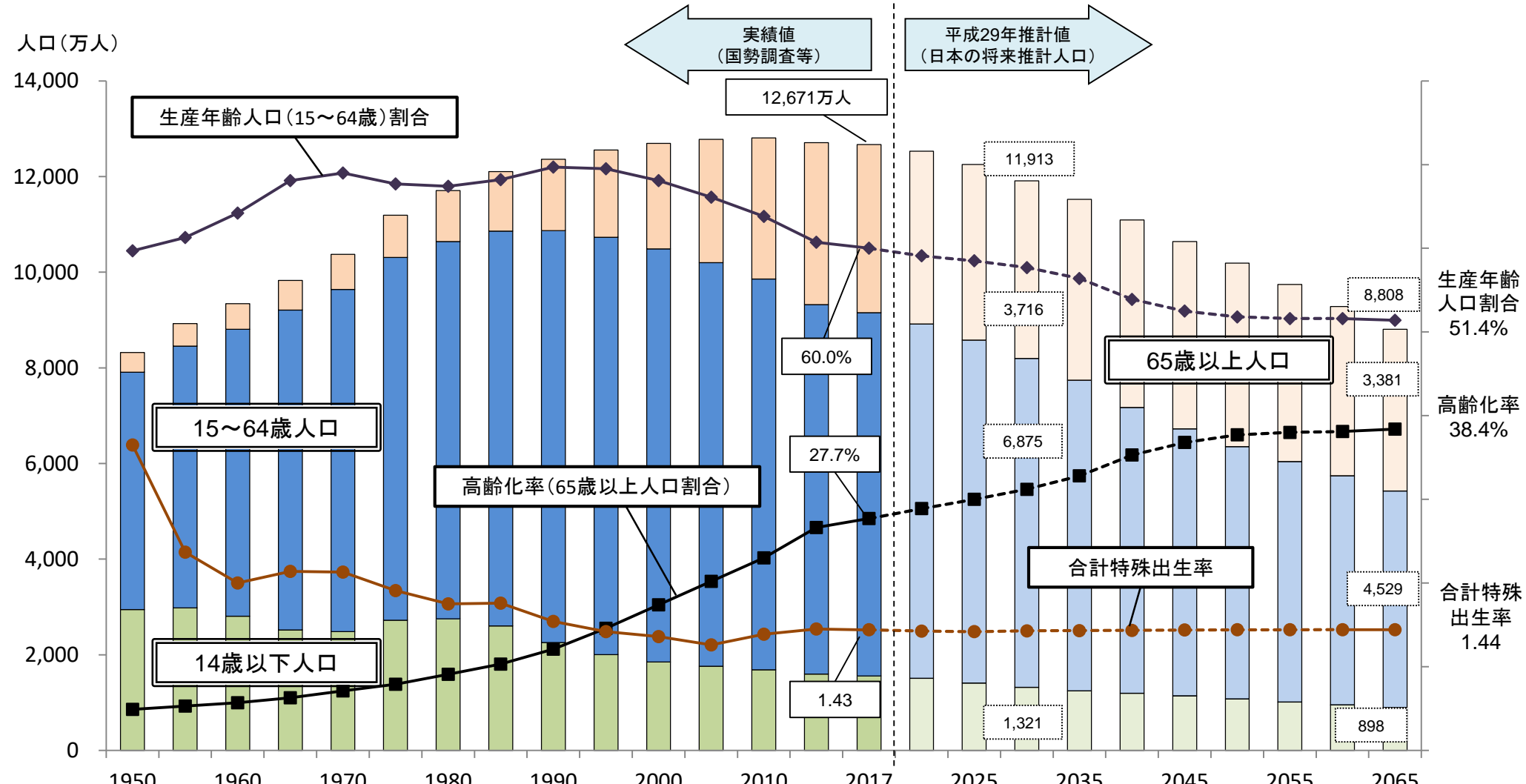
2000年 介護保険法施行

2005年 障害者自立支援法(2012年に障害者総合支援法に改正)

2012年 子ども・子育て支援法施行

日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。

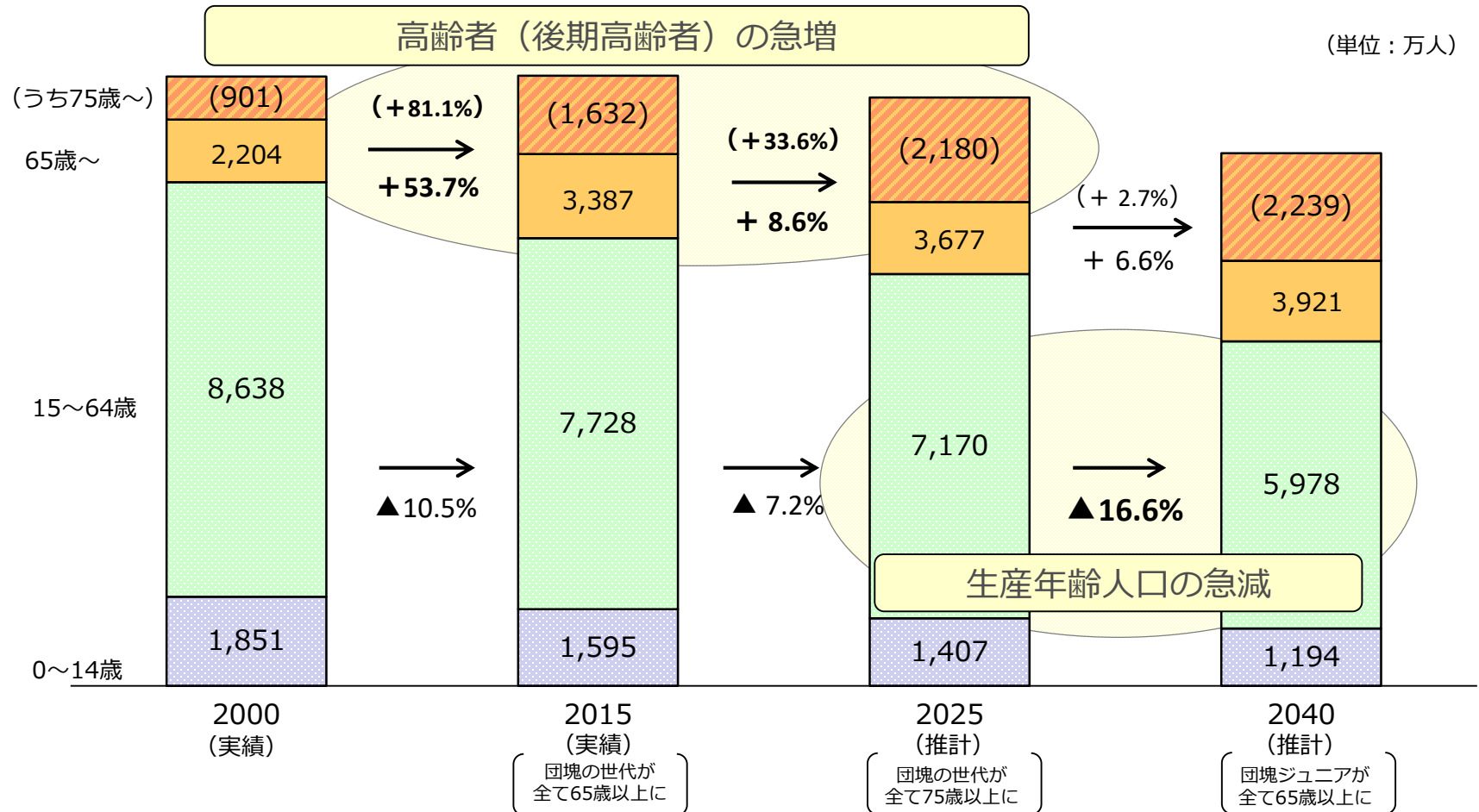


(出所) 2017年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は2015年までは総務省「国勢調査」、2017年は総務省「人口推計」、2017年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2018年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」

2040年までの人口構造の変化

○ 我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。

【人口構造の変化】



(出典) 総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

第25回未来投資会議
厚生労働大臣提出資料
(平成31年3月20日)

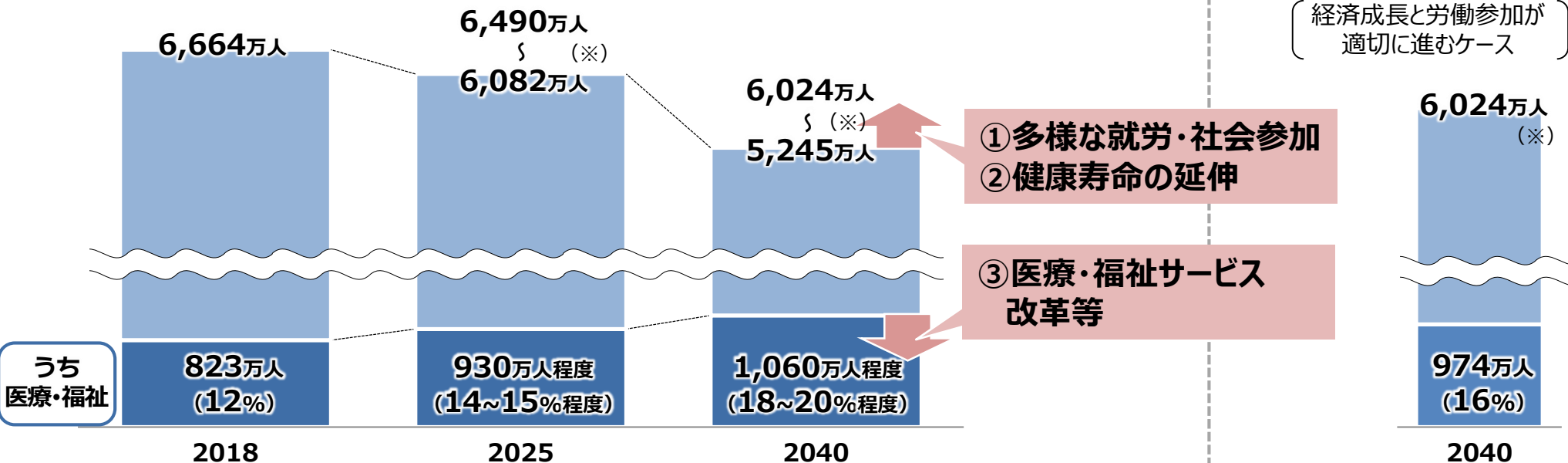
- 2025年を念頭に進めてきた社会保障・税一体改革が、本年10月に一区切りを迎える。
- 2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減する。
→ 「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要。
- 併せて、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保に取り組んでいく。

一億総活躍
(高齢者、若者、女性、障害者)

イノベーション
(テクノロジーのフル活用)

社会保障を超えた連携
(住宅、金融、農業等)

需要面から推計した医療福祉分野の就業者数の推移



※総就業者数は雇用政策研究会資料。総就業者数のうち、下の数値は経済成長と労働参加が進まないケース、上の数値は進むケースを記載。

④ 給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

厚生労働省2040年を展望した社会保障・働き方改革本部 とりまとめ
(令和元年5月29日)

- 2040年を展望すると、高齢者の人口の伸びは落ち着き、現役世代（担い手）が急減する。
→「総就業者数の増加」とともに、「より少ない人手でも回る医療・福祉の現場を実現」することが必要。
- 今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、以下の取組を進める。
①多様な就労・社会参加の環境整備、②健康寿命の延伸、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上
④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保
- また、社会保障の枠内で考えるだけでなく、農業、金融、住宅、健康な食事、創薬にもウイングを拡げ、関連する政策領域との連携の中で新たな展開を図っていく。

2040年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指す。

≪現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題≫

多様な就労・社会参加

【雇用・年金制度改革等】

- 70歳までの就業機会の確保
- 就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げるための支援
(厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン)
- 中途採用の拡大、副業・兼業の促進
- 地域共生・地域の支え合い
- 人生100年時代に向けた年金制度改革

健康寿命の延伸

【健康寿命延伸プラン】

- ⇒2040年までに、健康寿命を男女ともに3年以上延伸し、**75歳以上**に
- ①健康無関心層へのアプローチの強化、
②地域・保険者間の格差の解消により、以下の3分野を中心に、取組を推進
 - ・次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成等
 - ・疾病予防・重症化予防
 - ・介護予防・フレイル対策、認知症予防

医療・福祉サービス改革

【医療・福祉サービス改革プラン】

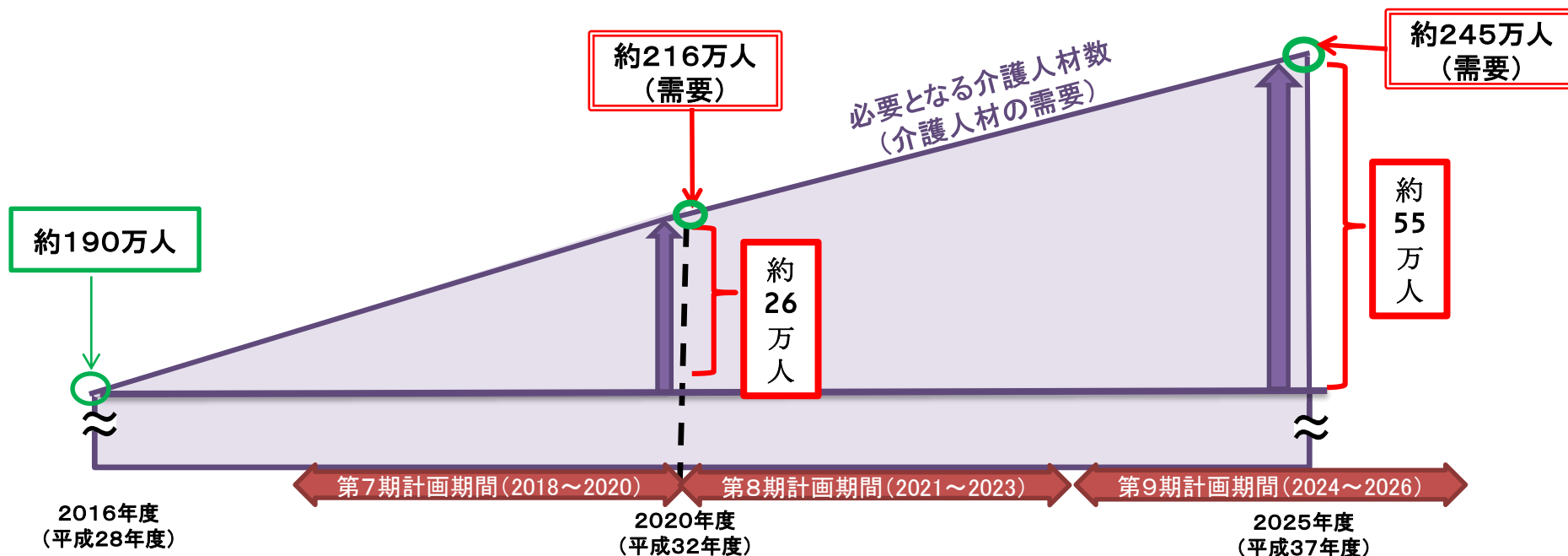
- ⇒2040年時点で、単位時間当たりのサービス提供を**5%（医師は7%）以上改善**
- 以下の4つのアプローチにより、取組を推進
 - ・ロボット・AI・ICT等の実用化推進、データヘルス改革
 - ・タスクシフティングを担う人材の育成、シニア人材の活用推進
 - ・組織マネジメント改革
 - ・経営の大規模化・協働化

≪引き続き取り組む政策課題≫

給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保

第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
 - ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。

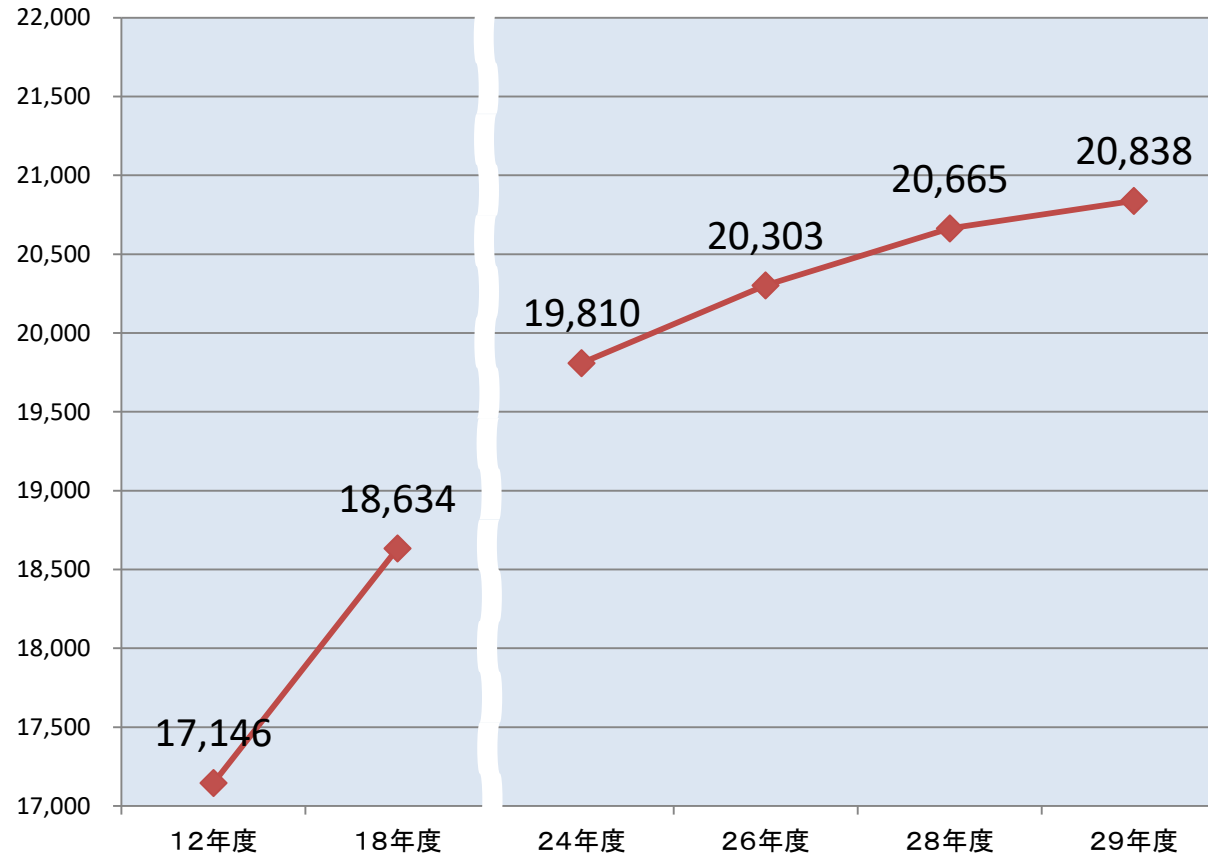


注1) 需要見込み (約216万人・245万人) については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量 (総合事業を含む) 等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数 (回収率等による補正後) に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数 (推計値: 約6.6万人) を加えたもの。

社会福祉法人数の推移

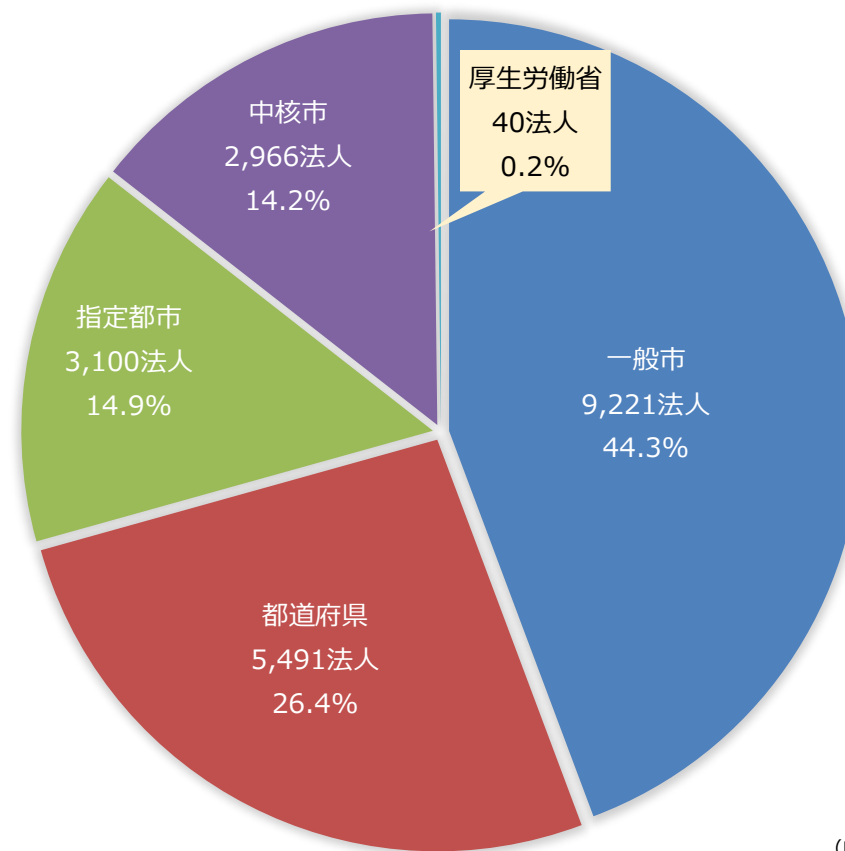
○ 社会福祉法人の数は、多少鈍化はしているもの、引き続き年間170件程度のペースで増加している。



※出典：厚生労働省福祉行政報告例（国所管は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課調べ）

社会福祉法人数の所轄庁別法人数(平成30年度)

区分	所轄庁数	所管法人数
都道府県	47	5,491
指定都市	20	3,100
中核市	54	2,966
一般市	739	9,221
厚生労働省	1	40
合計	861	20,818



- ・一般市（44.3%）が最も多く、次いで、都道府県（26.4%）、指定都市（14.9%）、中核市（14.2%）、厚生労働省（0.2%）と続いている。

※社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムに届出された現況報告書等(平成30年度)の集約結果による。

種別・規模別の社会福祉法人数

区分	収益 負債	30億超 60億超	20億超 40億超	10億超 20億超	10億以下 20億以下	合計
高齢		204	217	1,007	5,806	7,234
障害		24	28	154	8,278	8,484
児童		57	67	285	3,040	3,449
その他・未登録		85	27	74	1,456	1,642
総計		370	339	1,520	18,580	20,809

(注1) 財務諸表等電子開示システムの平成29年度決算情報（平成30年12月31日時点）を参考にして作成している

(注2) 区分は、法人単位事業活動計算書を用いて、当該法人における最大の事業種別を推定している。

(注3) 「その他」は、社会福祉協議会や病院など「高齢・障害・児童以外の事業」を主としている法人である。

(注4) 未登録法人は収益規模が不明であるため、便宜上、10億以下に分類している。

社会福祉法人を取り巻く課題(平成28年改正の経緯)

福祉サービスの変容

1. 福祉ニーズの多様化・複雑化
2. 措置から契約への移行
3. 多様な事業主体の参入

社会福祉法人の運営に対する指摘

1. 他の事業主体とのイコールフットイングと社会貢献(規制改革実施計画)
2. 内部留保の明確化
3. 一部の法人の不適正な運営に対する指摘

公益法人の在り方の見直し

1. 平成18年の公益法人制度改革
2. 公益法人税制の見直しの議論(政府税調等)

改革の視点

○公益性・非営利性の徹底 ○国民に対する説明責任の履行 ○地域社会への貢献

運営の透明性の確保

- ① 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準の公表
- ② 国・都道府県・市の連携による法人情報の収集・分析・公表
- ③ 国による全国的なデータベースの整備

経営組織のガバナンスの確保

- ① 評議員会による理事・理事会に対する牽制機能の発揮
- ② 理事・理事会等の権限・義務・責任の明確化
- ③ 会計監査人制度の導入

財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理(役員報酬基準の設定、関係者への利益供与の禁止)
- ② 再投下可能な財産の明確化(「社会福祉充実残額」の算出)
- ③ 再投下可能な財産の計画的再投下(「社会福祉充実計画」の策定)

社会福祉法等の一部を改正する法律

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等
- 「社会福祉充実残額(再投下財産額)」(純資産の額から事業の継続に必要な財産額(※)を控除等した額)の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金
- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し
- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長
- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

【施行期日】平成29年4月1日（1の(2)と(3)の一部,(4),(5)の一部,2の(1),(4)は平成28年4月1日、2の(3)は公布の日（平成28年3月31日）

社会福祉法人制度改革(平成28年改正社会福祉法)の主な内容

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉法人に対する指導監督の見直しについて

現状と課題

- ・ 監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制(ローカルルール)が存在している。
- ・ 地域の多様な福祉ニーズに対応していくためには、法人の自主性・自律性を尊重する必要がある。
- ・ 社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化を図るため、会計監査人監査が導入されるが、所轄庁監査との関係性を整理する必要がある。



規制改革(H26.6.24閣議決定)

- ・ 所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。
- 工程表に基づき、監査のガイドラインを平成29年4月に策定するとともに、平成29年5月から6月にかけて所轄庁に対する人材育成のための研修会を実施する。

附帯決議

- ・ 指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていることから、所轄庁に対し適切な支援を行う。
- ・ 指導監督に係る国の基準を一層明確化することで標準化を図ること。

見直しの方向性

<考え方>

社会福祉法人に対する指導監督については、ガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、国の基準を明確化(ローカルルールの是正)し、指導監査の効率化・重点化を図る。

<対応>

①指導監査要綱の見直し、監査ガイドラインの作成・周知

- ・ 法令、通知等で明確に定められた事項を原則とし、監査事項の整理・簡素化を図る。併せて、監査の確認事項や指導監査の基準を明確化したガイドラインを作成し、所轄庁へ通知するとともに法人にも周知を図る。

②会計監査人監査導入に伴う行政監査の省略・重点化

- ・ 指導監査要綱の見直しの際、会計監査人監査において確認する会計管理に関する監査事項の重複部分の省略を可能とし、監査の重点化を図る。

③監査周期等の見直しによる重点化

- ・ 前回の監査結果等を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化等が図られている等、良好と認められた法人に対する監査の実施周期を延長。一方、ガバナンス等に大きな問題があると認められる法人に対しては、毎年度監査を実施するなど、指導監査の重点化を図る。

④監査を担う人材の育成

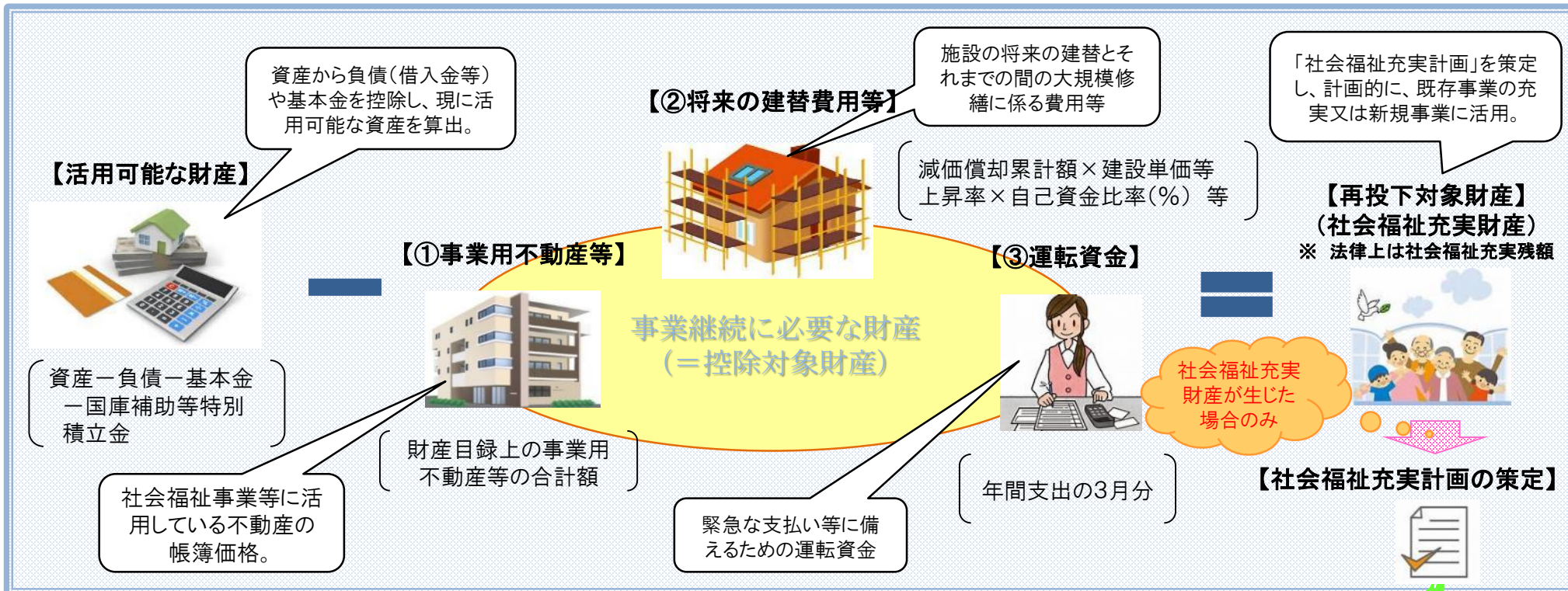
- ・ 社会福祉法人に対する指導監査が法定受託事務であることを踏まえ、監査ガイドライン等により、所轄庁職員を育成するためのプログラムを作成し、平成29年度より研修を実施する。

指導監督の見直しに向けた団体、自治体との意見交換の実施

- ・ 監査要綱及び監査周期の見直し等に当たり、関係団体及び自治体の意見を踏まえ検討。また、制度施行後も不断の見直しに向けた意見交換を実施。

再投下対象財産(社会福祉充実財産)の有効活用について

- 社会福祉法人が保有する財産については、事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、再投下対象財産(社会福祉充実財産)を明確化する。
- 社会福祉充実財産が生じる場合には、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取組に有効活用する仕組みを構築する。



(社会福祉充実財産の用途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)

第1順位：社会福祉事業

第2順位：地域公益事業

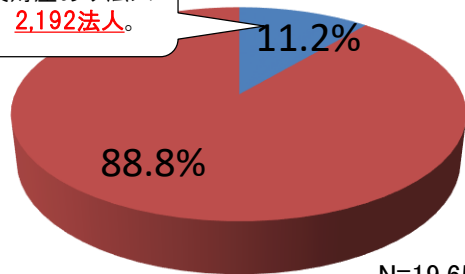
第3順位：公益事業

平成30年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について

- 社会福祉法人においては、平成29年度から、毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除する計算を行い、これを上回る財産(社会福祉充実財産)が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならないこととされている。
- 以上を踏まえ、所轄庁を通じて、平成30年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、平成30年7月1日時点で調査を行ったところ、以下のような結果であった。(平成31年1月時点有効回答:19,652法人/20,838法人)

1. 社会福祉充実財産の有無

充実財産あり法人は、**2,192法人**。



N=19,652法人

■ 充実財産あり 2,192 ■ 充実財産なし 17,460

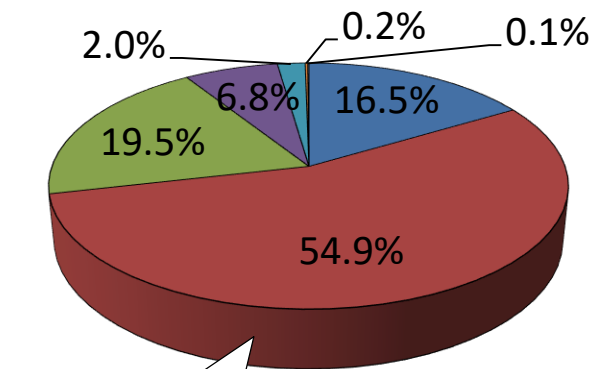
2. 社会福祉充実財産が生じた法人の当該財産の総額

N=2,192法人

全国の社会福祉充実財産の総額

4,939億円

3. 社会福祉充実財産が生じた法人の収益規模別法人数



N=2,192法人

収益規模は、「1億円～5億円」の法人が**1,204法人**。

■ 1億円以下
 ■ 1億円超～5億円以下
 ■ 5億円超～10億円以下
 ■ 10億円超～20億円以下
 ■ 20億円超～50億円以下
 ■ 50億円超～100億円以下
 ■ 100億円超

4. 社会福祉充実財産が生じた法人の社会福祉充実計画の内容

※複数回答可

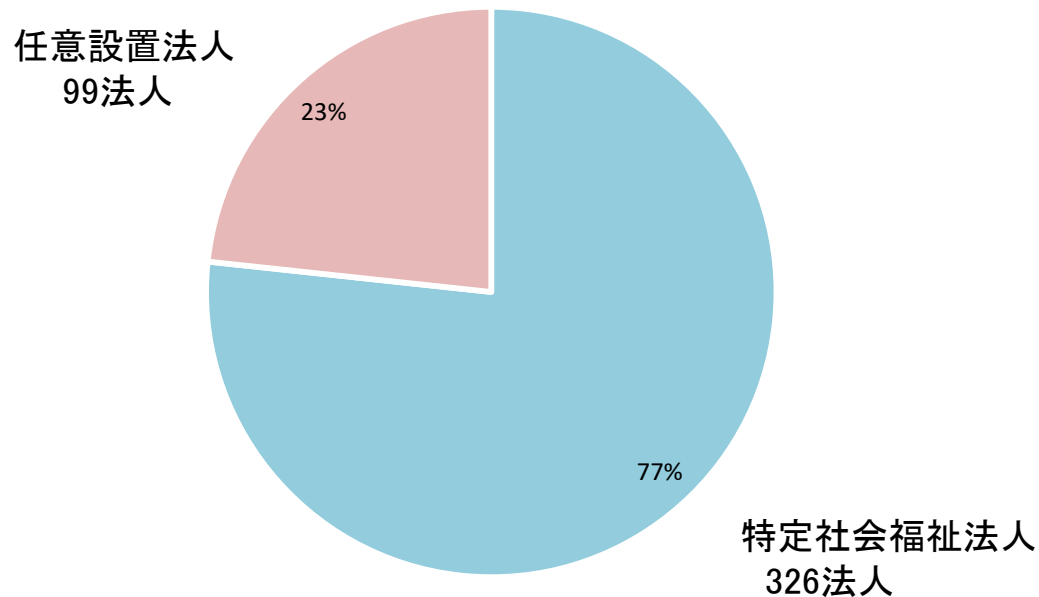
社会福祉事業	地域公益事業	公益事業	合計
4,687	122	109	4,918
95.3%	2.5%	2.2%	

事業内容	事業数	割合
新規事業の実施	650	13.2%
職員給与、一時金の増額	589	12.0%
研修の充実	435	8.8%
既存事業の定員、利用者の拡充	82	1.7%
既存事業のサービス内容の充実	324	6.6%
サービス向上のための新たな人材の雇入れ	379	7.7%
サービス向上に資する既存施設の建替、設備整備	1,977	40.2%
その他(職員の福利厚生)	138	2.8%
その他(上記以外)	344	7.0%
合計	4,918	

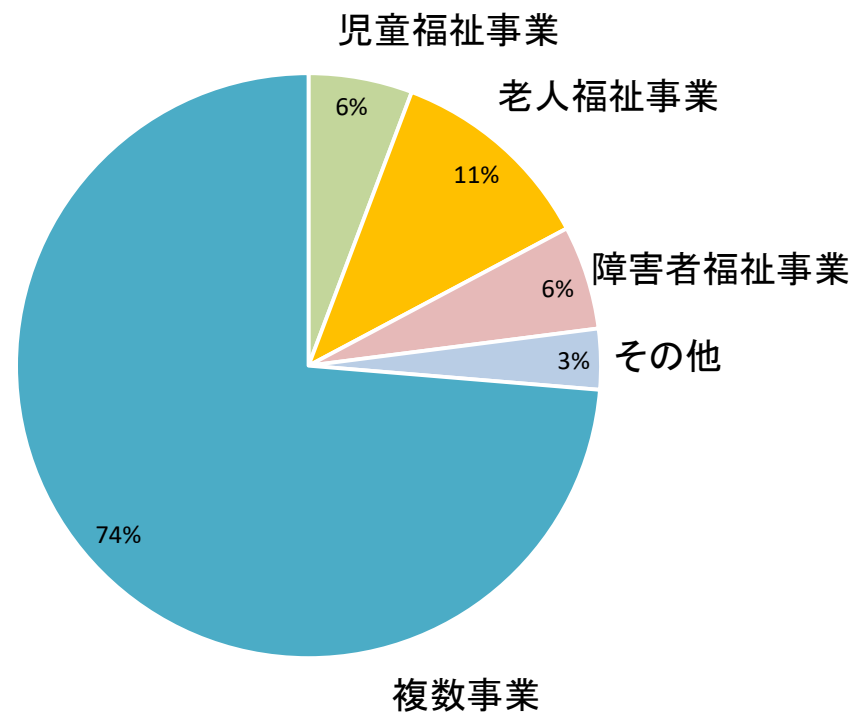
①会計監査人設置法人数割合

425法人／20,798法人

※法人総数は平成29年度末現在(福祉行政報告例)

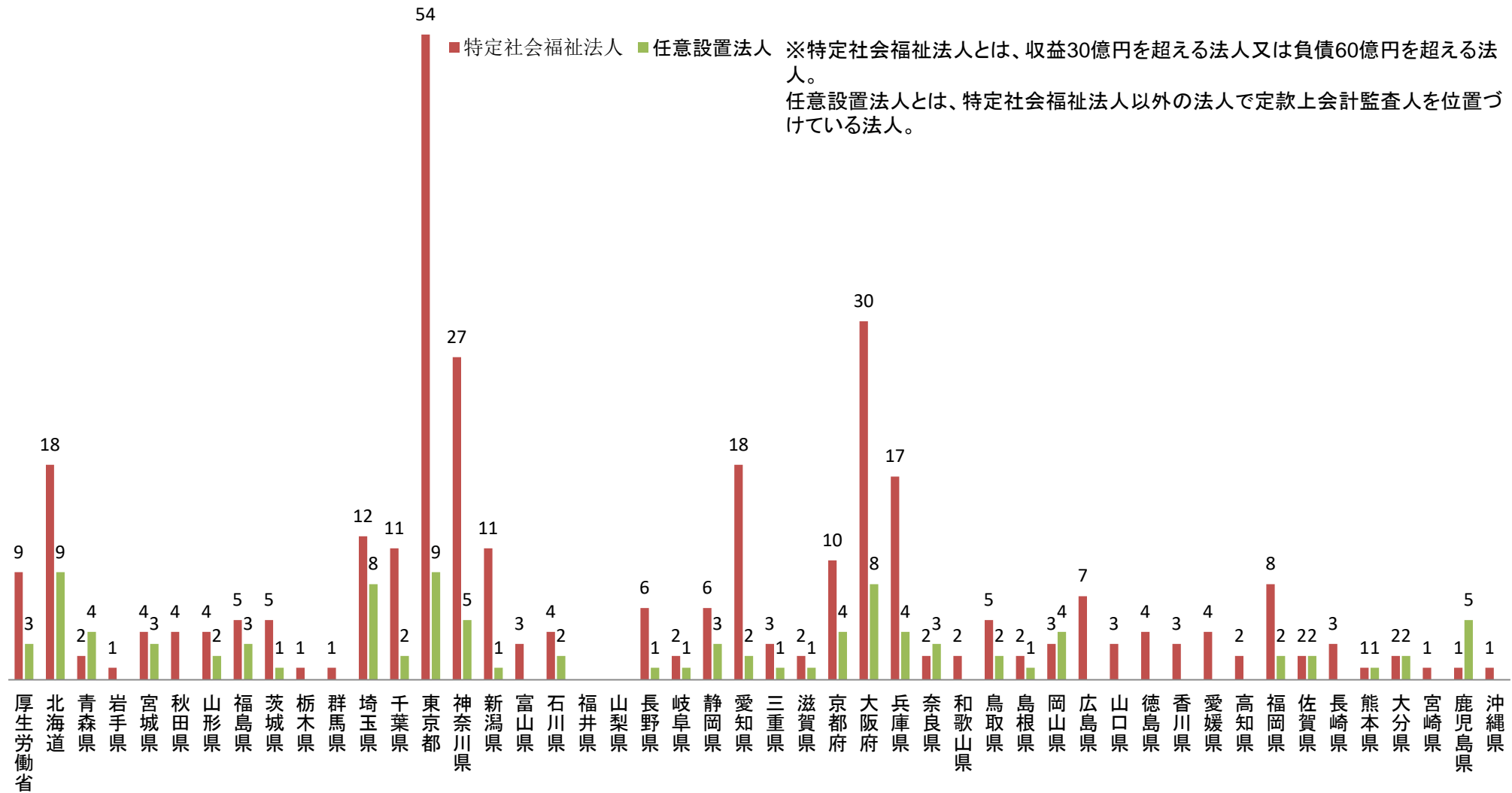


②会計監査人設置法人の事業区分割合



※特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。
任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

③都道府県別会計監査人設置数一覧



会計監査人の設置義務について

- 近年の福祉ニーズの多様化、社会福祉法人の運営に対する指摘等を踏まえ、社会福祉法人が今後とも地域福祉の担い手としての役割を果たすことができるよう、その在り方を徹底する観点から、社会福祉法人制度改革を実施。（平成28年3月31日、「社会福祉法等の一部を改正する法律」（改正法）が成立。平成29年4月1日に本格施行。）
- 改正法により、一定規模以上の法人に会計監査人の設置が義務付けられたが、その対象法人の範囲については、社会保障審議会福祉部会等で議論が重ねられ、平成28年11月、「収益30億円又は負債60億円を超える法人」を対象とすることを社会福祉法施行令で規定。福祉部会においては、以下の方針とされたが、必要な調査を行うため、平成31年度の範囲の拡大は見送っている。

- ・ 平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人
- ・ 平成31年度、平成32年度は、収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人
- ・ 平成33年度以降は、収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人

と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

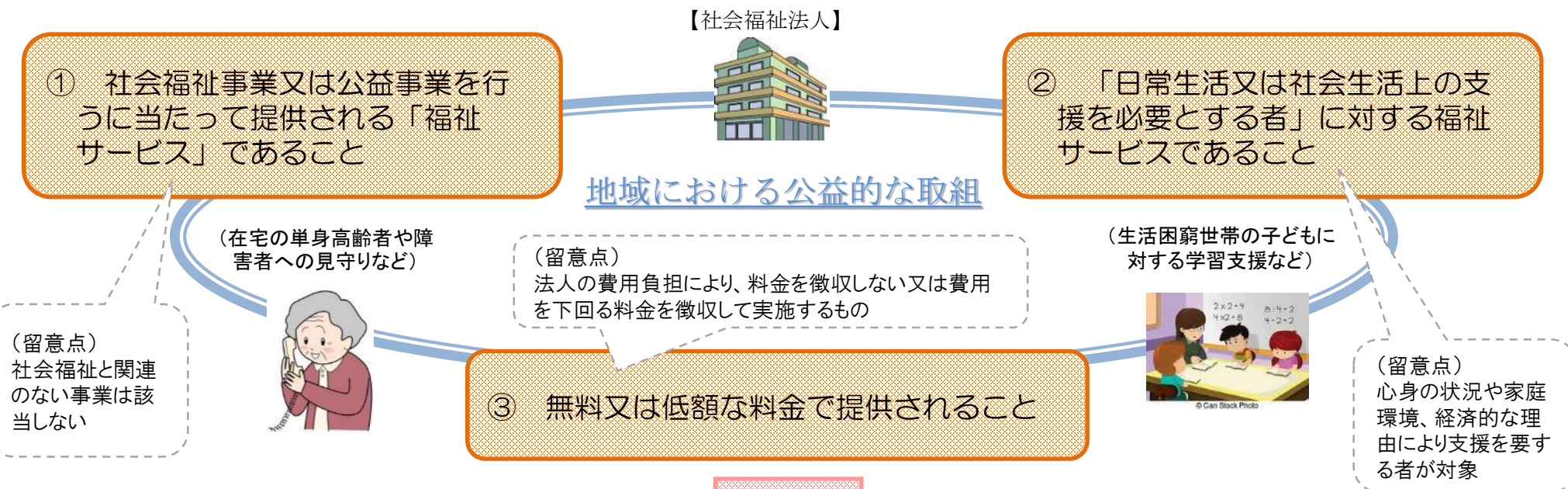
「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設され、平成28年4月から施行されている。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



- 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実²¹

「地域における公益的な取組」の取組状況について

- 「地域における公益的な取組」については、例えば、以下のような取組など、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われており、平成28年改正社会福祉法を踏まえ、各地域において広がりを見せてきている。
- また、厚生労働省は、法人が「地域における公益的な取組」に一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、運用に係る解釈の明確化の通知を発出(平成30年1月)するとともに、平成30年度社会福祉推進事業により、実践事例の収集・分析等を行い、実践の方向性等について現場への周知等を実施。

(制度外サービスの創出)

- ・ 日常生活上の支援を必要とする高齢者等に対して、サポーターとして登録された地域住民を派遣し、見守りや家事援助などのサービスを提供
- ・ 草取り、院内付添、大掃除など介護保険外のサポートの実施
- ・ 地域住民の参加を募り、単身高齢者に対する「雪かき応援隊」活動を実施
- ・ 障害のある利用者の日中活動の一環として、地域住民の日常生活の困りごとのお手伝い活動を実施

(各種相談窓口の設置)

- ・ 同一区内で事業を展開する26の法人が共同で無料相談窓口を開設
- ・ 成年後見制度活用推進窓口を設置し、週1日の頻度で相談担当者を配置

(移動支援)

- ・ 地域と市の中心街を結ぶ送迎バスの運行

(地域住民に対する普及啓発)

- ・ 地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講

(地域住民相互の交流支援・ニーズ把握)

- ・ 地域の空き家を活用し、単身高齢者や認知症高齢者の外出・安らぎの場の提供
- ・ 商店街に高齢者の居場所となるサロンを開設し、地域の高齢者ニーズを把握
- ・ 自宅にひきこもりがちな地域住民を清掃等のボランティア活動に参加させるとともに、施設給食を無償で提供

(1) 現状

- 近年の福祉ニーズの多様化、社会福祉法人の運営に対する指摘等を踏まえ、社会福祉法人が今後とも地域福祉の担い手としての役割を果たすことができるよう、その在り方を徹底する観点から、社会福祉法人制度改革を実施。

例) 経営組織のガバナンス強化 : 改正社会福祉法に基づく評議員・理事等の選任
財務規律の強化 : 社会福祉充実財産(いわゆる内部留保)の算定、
当該財産が生じる法人は、その用途を定めた社会福祉充実計画の策定 等

(2) 今後の取組

- 厚生労働省において、社会福祉充実計画の策定や、「地域における公益的な取組」の実施状況等を確認し、制度の定着に向け、必要な助言等を行う。
- 社会福祉法人の事業の協同化・大規模化を促進する。
＜成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)(抄)＞
社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、2019年度中に結論を得る。

社会福祉法人の事業展開等に関する検討会

1 設置の趣旨

人口減少や急速な高齢化、地域社会の脆弱化等の社会構造が変化し、国民の抱える福祉ニーズの多様化・複雑化が進み、また、2040年に向け、生産年齢人口の減少による人手不足などの問題が更に深刻化する恐れがある中、社会福祉法人の事業展開等の在り方について検討を行うため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・ 複数法人による協働化等、社会福祉法人の事業の効率性やサービスの質の向上に向けた連携の促進方策について
- ・ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進方策について 等

3 構成員 (敬称略・五十音順)

神田 浩之	京都府健康福祉部地域福祉推進課長	原田 正樹	日本福祉大学副学長
久木元 司	日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人経営の在り方検討委員会委員長	藤井 賢一郎	上智大学総合人間科学部准教授
柴 毅	日本公認会計士協会常務理事	松原 由美	早稲田大学人間科学学術院准教授
◎田中 滋	埼玉県立大学理事長	松山 幸弘	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹
千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンターシニアリサーチャー	宮田 裕司	全国社会福祉法人経営者協議会 地域共生社会推進委員会委員長
塚本 秀一	全国私立保育園連盟常務理事	本永 史郎	全国老人福祉施設協議会 総務・組織委員会社会福祉法人改革対策本部長

(◎：座長)

4 審議スケジュール・開催状況

(第1回) 2019年4月19日(金)	社会福祉法人制度の現状と課題等
(第2回) 2019年5月15日(水)	関係者からのヒアリング等
(第3回) 2019年6月17日(月)	これまでの議論の整理等

※ 本検討会は、社会・援護局長が開催し、庶務は福祉基盤課において行う。

※ 本検討会のほか、事業展開等に関する会計処理等について、別途公認会計士による検討会を設置。

1 社会福祉法人における連携や協働化、大規模化の意義

- **連携や協働化、大規模化などの組織再編を含む方法は**、あくまで、希望する法人の自主的な判断のもと進められるべきものであるが、一般に、これらの方法は、**社会福祉法人が高まる地域の期待や役割等に応えていくために有効な手段**であると考えられる。
- 例えば、連携・協働化は、社会福祉法人が**地域貢献の取組**を行うにあたり、それぞれの強みを生かした活動を展開することが可能となるといった効果が考えられるほか、**人材確保**にあたっては、法人間で連携・協働化することで、新規職員の採用、離職防止に資する活動の効果的な実施につながり、また、**人口減少下において、地域の福祉サービスの維持や、事業の効率化**に資する活動が可能となると考えられる。
- また、大規模化についても、非効率な施設が増えても単純に経営が効率化・安定化するものではないものの、一般には、新たな福祉サービスの拡充(事業の多角化)により、様々な福祉ニーズへの対応等の観点から有効と考えられるほか、大規模化による資材調達等の合理化も可能となると考えられる。

2 具体的な対応の方向性(主なもの)

(1) 社会福祉法人の連携・協働化の取組の推進

- 社会福祉協議会の役割に鑑み、**社会福祉法人の連携の中核として**、都道府県域での複数法人間連携による地域貢献の取組を更に推進するなど、**社会福祉協議会の積極的な活用を図っていくことが重要**である。
- 厚生労働省は、社会福祉協議会の連携の取組とも連携しながら、「**小規模法人のネットワーク化による協働推進事業**」における実施状況や課題を把握し、法人間連携の更なる推進を図るとともに、**連携・協働化の事例収集等による横展開に努める**。

(2) 社会福祉法人が主体となった連携法人制度の創設の検討

- 社会福祉の分野では、2.(1)で述べたとおり、法人間連携の枠組として社会福祉協議会の仕組みがあり、その活用が重要であるが、連携に自主的に取り組む際、**採りうる連携方策の選択肢の一つとして**、社会福祉法人の非営利性・公益性等を踏まえつつ、**社会福祉法人主体の連携法人制度の創設に向け検討**を進める。

(3) 希望する法人が大規模化・連携に円滑に取り組めるような環境整備

- 所轄庁が合併等の手続きに疎いとの声や、実際に法人が合併等に苦勞したとの声等を踏まえ、合併や、事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、**希望法人向けのガイドラインの策定(改定)**を進める。
- 組織再編に当たっての会計処理について、社会福祉法人は法人財産に持分がないことなどに留意しつつ、**会計専門家による検討会で整理**を進める。

※ 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会(第1回~第3回)における今後の対応に向けた考え方等について一定の整理をしたもの。

社会福祉法人主体の連携法人制度創設に関するニーズ

- 良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」しかない社会福祉法人間の連携方策に中間的な新たな選択肢が必要ではないか。
- 社会福祉法人の課題の解決のため、社会福祉法人の自主性を確保しつつ、連携を強化できる法的ルールの整った選択肢を整備すべきではないか。

【社会福祉法人の連携手法】

- ・ 自主的な連携、業務連携
- ・ 社会福祉協議会を通じた連携

低

連携・結合の度合

高

中間的な選択肢がない

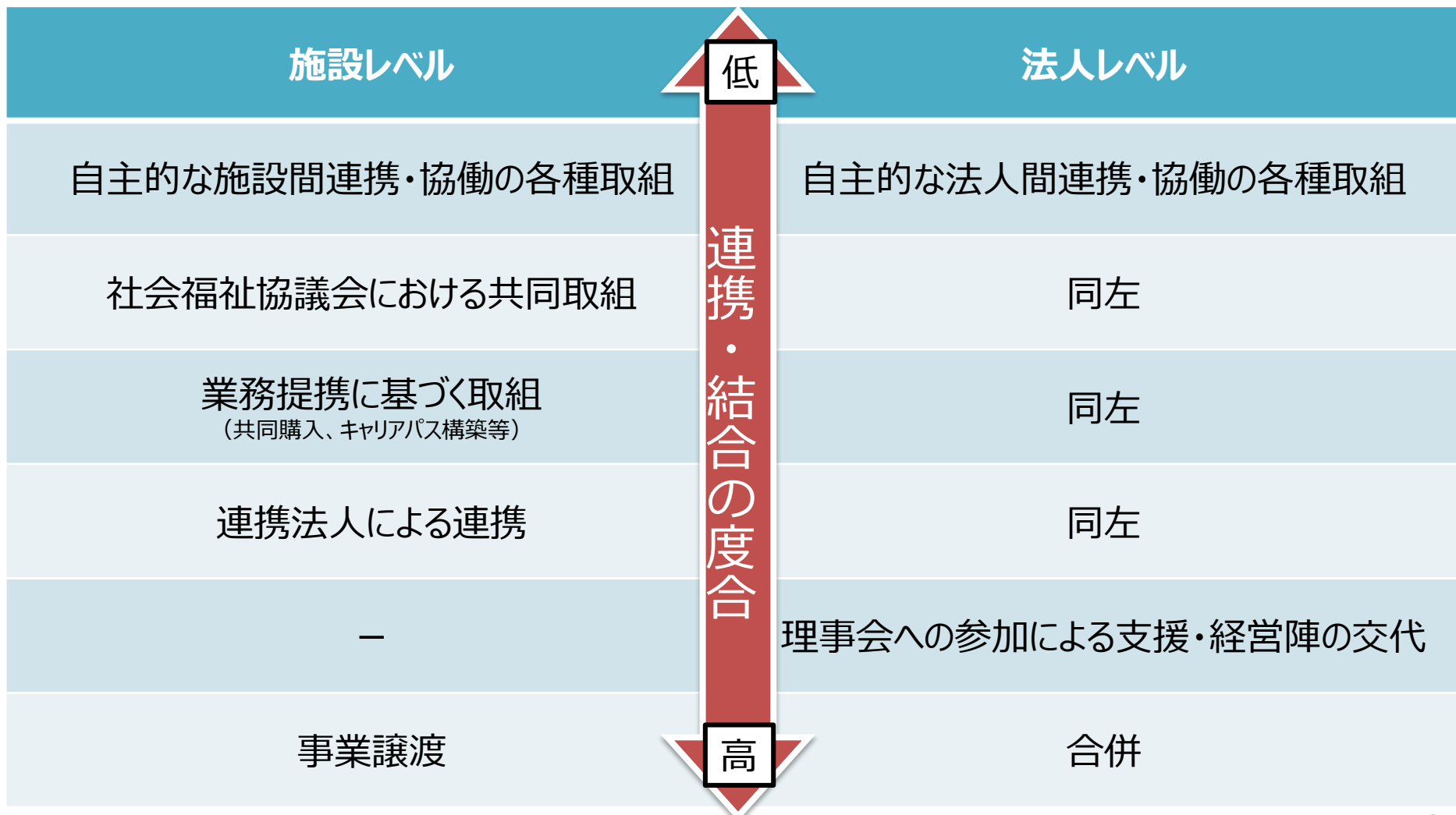
合併 事業譲渡

【連携法人創設に関心がある社会福祉法人の意見（具体的なニーズ）】

人材確保 ・育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口減少時代のため、<u>どこの法人も連携のメリットとして人材確保ができることは大きな魅力になると思う</u>。連携法人制度ができれば人材活用の面から積極的に活用したい。
生産性 向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自法人で実証実験している生産性向上の取組を横展開すべく、全国団体と連携している。 ○ 一方でいきなり全国というのは難しいと考えているので、<u>地域における生産性向上にむけた普及の取組方法の一つとして連携法人制度の活用も考えられる</u>。
経営支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>地域の福祉サービスの維持のため、連携法人内で参加法人の経営支援などの目的で資金提供、債務保証ができる</u>とよい。 ○ 法人の信用によって金利負担が軽減される例もある。 ○ サポート費用は施設のリフォームや建替、ICTへの新規投資の費用等に使用する。地域貢献活動や増収、職員定着、生産性向上等につながるような改善活動をせずに運転資金だけを貸与しても経営安定につながらない。 ○ 貸付資金や債務保証をした資金が適切に執行されているか、確認できるよう、資金提供元の法人による一定の関与や信頼関係を築ける仕組みが必要。

社会福祉法人の法人・施設間連携、協働化、大規模化の方策（イメージ）

○ 社会福祉法人の法人・施設間連携、協働化、大規模化の方策について、連携・結合の度合の高低により、分類した場合、その度合が低いものから、自主的な施設・法人間連携・協働の各種取組、社会福祉協議会における共同取組、業務提携に基づく取組、連携法人による連携、理事会への参加による支援・経営陣の交代、事業譲渡、合併がある。



※本検討会での議論をもとに、福祉基盤課にてイメージを作成。連携の個別事例ごとに、連携・結合の度合が異なるため、必ずしもこの順序にならないことに留意が必要。

① 人材確保・資質向上

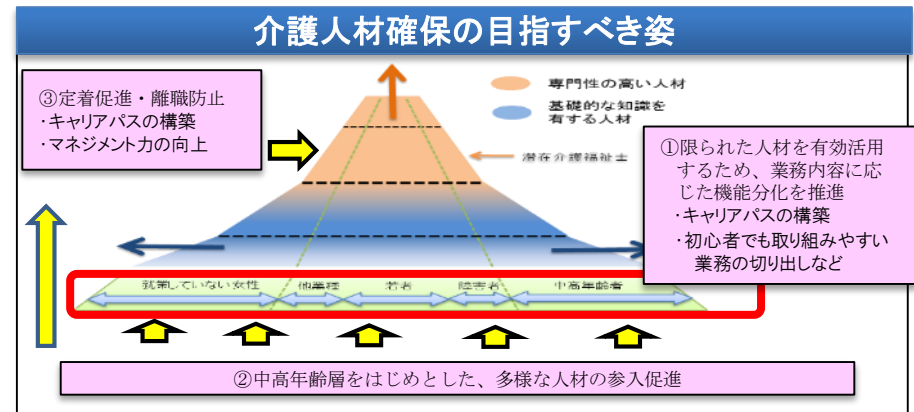
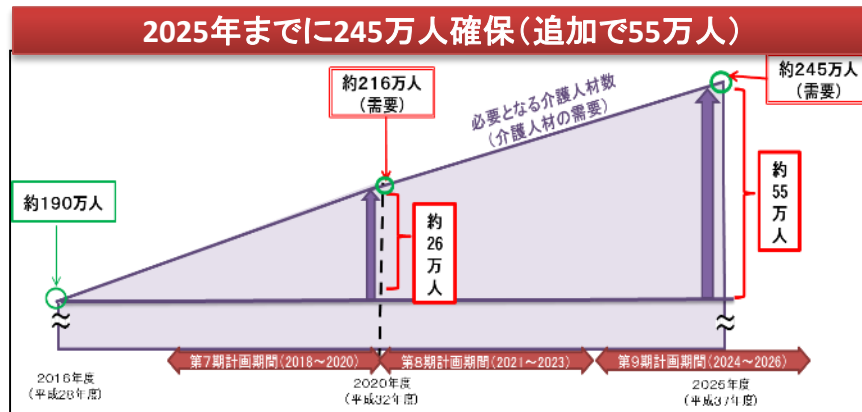
○ 人手不足の問題が深刻化する中で、福祉ニーズに的確に対応できる人材を安定的に確保する上で、連携・協働化は効果が期待できる。

【観点】

- (1) 人材確保・資質向上
- (2) 職員のキャリア形成
- (3) 福祉の周知、イメージ刷新に向けた活動
- (4) 外国人介護人材の受入れ

<例>

- ・入門的研修の活用等、多様な人材確保
 - ・他法人との人事交流
 - ・合同面接会の開催、福祉を広める活動の実施
 - ・合同研修の実施
- (法人間で連携することで、コストを抑えつつ、新規職員の採用、離職防止に資する活動を実施することが可能となる。)



② 地域における公益的な取組

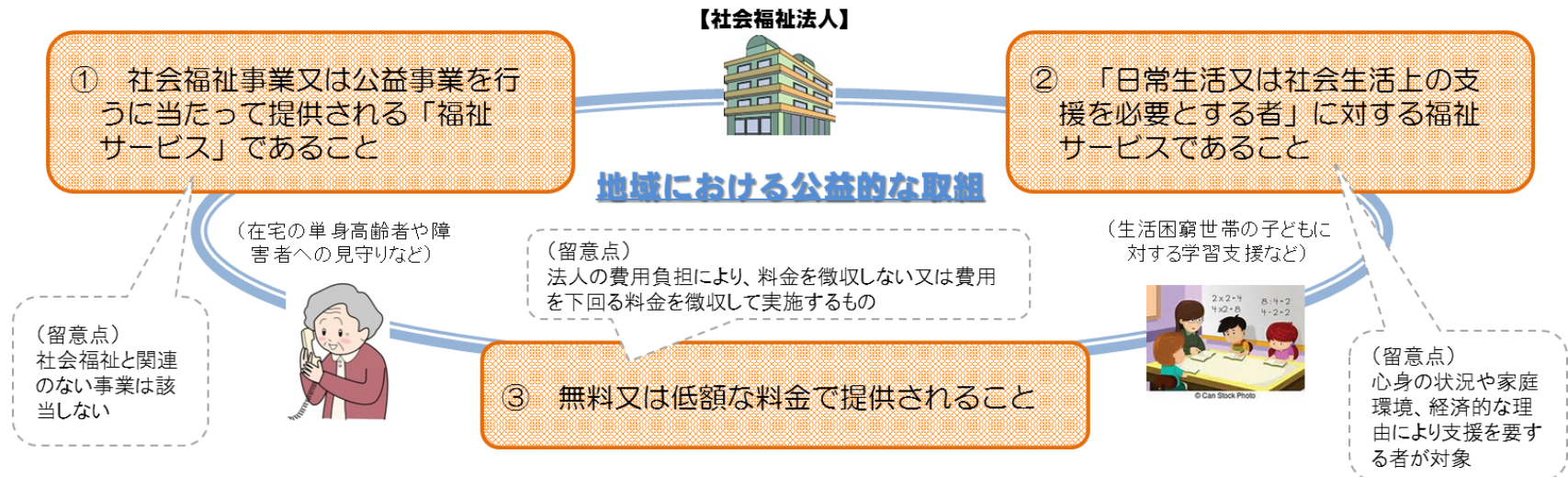
○ 地域の多様な福祉ニーズへの期待に積極的に応えられるよう、連携・協働化を進めることで、法人単独では取り組みにくいものにも取り組みやすくなるとともに、法人それぞれの強みを生かしながら活動を展開する効果が期待できる。

【観点】

- (1) 地域の課題の把握
- (2) 多様で複雑化している課題に対する取組

<例>

- ・居場所づくり、見守り
 - ・困窮者支援
 - ・学習支援
 - ・災害福祉支援ネットワーク
- (地域における公益的な取組を行うにあたり、それぞれの強みを生かした活動を展開することが可能となる。)



③ 地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域共生社会の実現に向けて、地域における社会福祉法人が種別を超えて連携・協働化することで、課題への総合的包括的な対応力が増進し、地域住民と協働した地域づくりに向けた積極的な取組がより進むことが期待できる。

【観点】

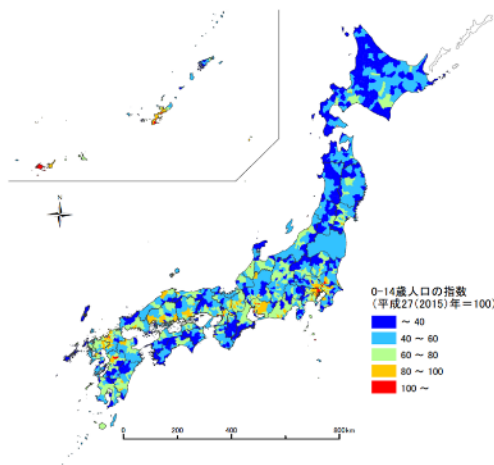
- (1)住民が主体的に地域の課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築
- (2)地域の課題を包括的に受け止める場の提供



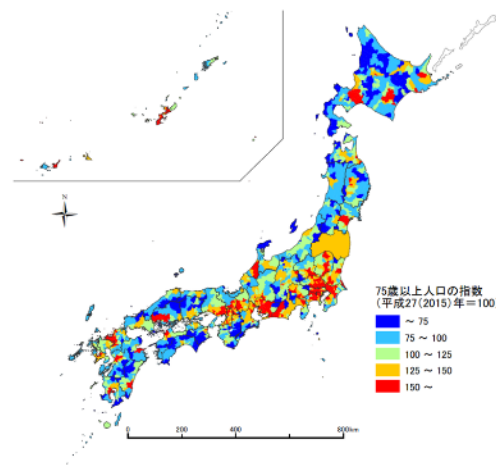
④ 地域の状況に応じた福祉ニーズへの対応

- 人口減少地域において、量としての福祉ニーズは減少する中で、子育て支援から高齢者ケアに至る幅広い福祉ニーズに対応する機能を維持していく上で、連携・協働化は重要性が高まると考えられる。

○15歳未満の人口の指数(2045年)



○75歳以上の人口の指数(2045年)



【観点】

- (1)人口減少の中で生じる地域課題の把握・対応
- (2)地域の状況に応じたニーズへのきめ細やかな対応

※出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

- その他、人口減少地域以外の地域でも、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、連携・協働化に取り組むことは有効と考えられる。

⑤ 事業運営の効率化・安定化

- 効率的かつ安定的な事業運営を進めていく上で、連携・協働化は効果が期待できる。

【観点】

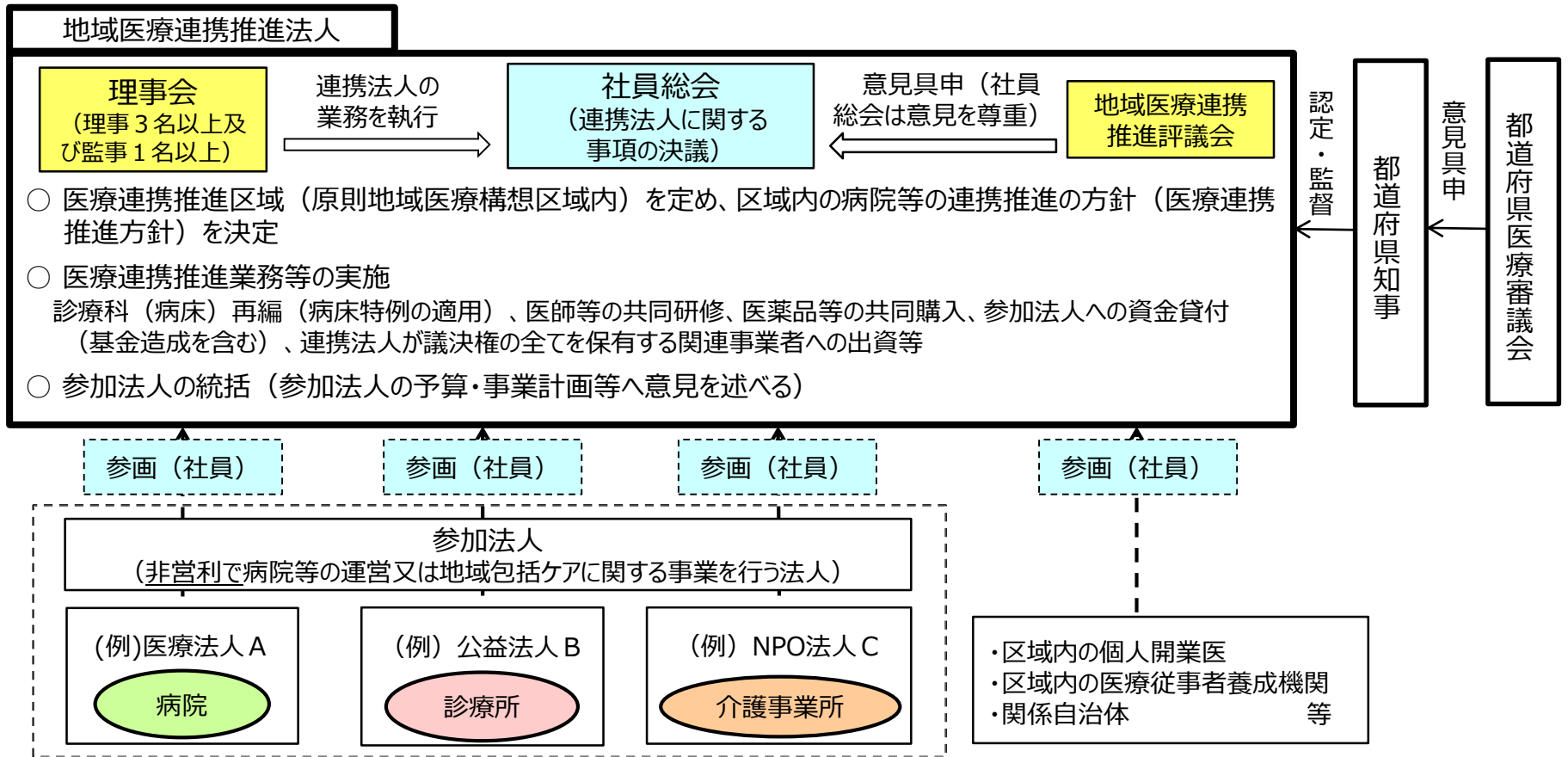
- (1)必要資材の共同購入
- (2)事業の共同実施

<例>

- ・共同購入する場合における、共同の価格調査・スケールメリットを生かした価格交渉の実施
- ・給食の共同実施

(参考)地域医療連携推進法人制度の概要

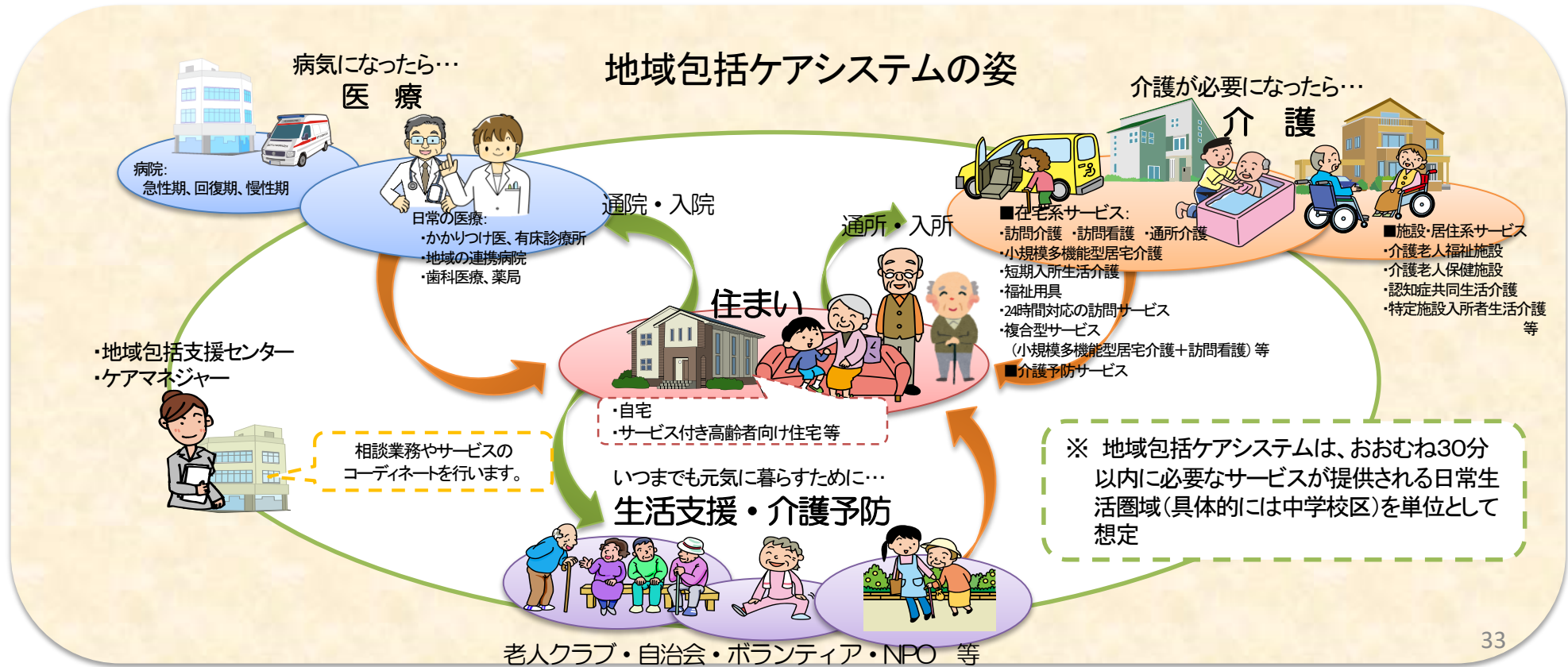
- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定 (認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人が 2 以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



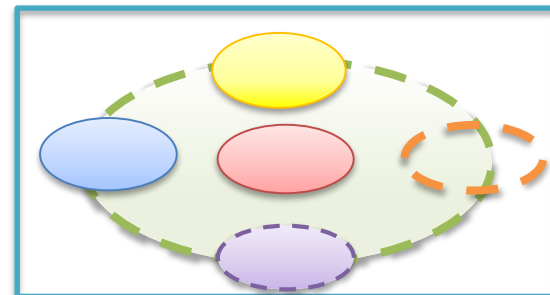
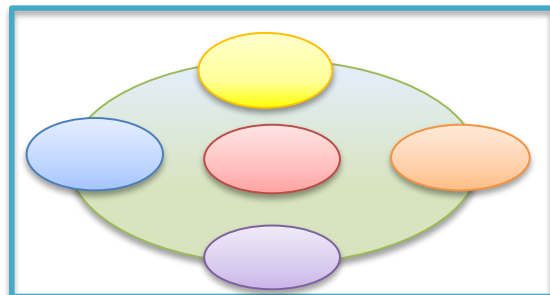
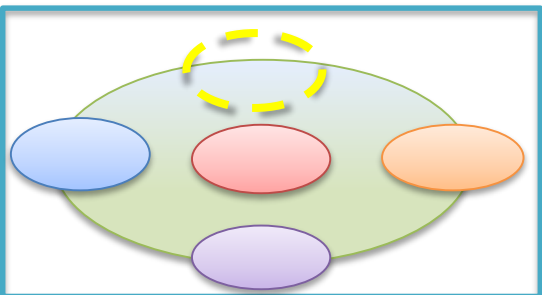
すべての人への地域包括ケアのために必要な基盤

高齢

障害

病気

子育てなど



.....

公的支援の特徴

対象者ごとのタテワリ

典型的なニーズへの標準化されたサービス

「支え手」「受け手」に二分・固定化された関係

公的支援制度の持つ課題

複合課題への対応が困難

制度の狭間が生じる

誰もが役割を持つという発想になりにくい

すべての人が、孤立せずに、必要な支援を受けながら、役割と生きがいを持って、その人らしい生活を送るためのセーフティネットが必要

社会の変容により顕在化した課題

身近な生活課題への対応

生活困窮・社会的孤立

地域社会の持続への懸念

社会の変化

未婚化、単身化、家族機能の低下

非正規雇用の増加

地域の支え合う力の低下

人口減少

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通



40～64歳の広義のひきこもりの推計数は61.3万人

	該当人数(人)	有効回数数に占める割合(%)	全国の推計数(万人)	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	19	0.58	24.8	} 準ひきこもり群 24.8万人
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	21	0.65	27.4	
自室からは出るが、家からは出ない 又は 自室からほとんど出ない	7	0.22	9.1	} 狭義のひきこもり群 36.5万人
計	47	1.45	61.3	

広義のひきこもり群
61.3万人

出典：内閣府 平成30年度「生活状況に関する調査」

(注) 総務省「人口推計」(平成30年)によると、40～64歳人口は4,235万人であることから、
全国の推計数は、有効回収数に占める割合(%)×4,235万人=全国の推計数(万人)となる。

- 就職氷河期世代(※)の方々への支援として、今後、**政府でとりまとめる3年間の支援プログラムに沿って、集中的な取組を実施**

(取組の基本的な方針)

- 地域ごとのプラットフォームにおいて支援対象者の状況を把握し、地域一体となった取組を推進
- 民間の活力を最大限に活用し、取組の成果を最大化
- 支援が必要なすべての方に対し、個別の状況に応じたきめ細やかな支援が届く体制を構築
- 経済界・業界団体と連携し、「出口一体型」の支援施策を展開(政府の支援プログラムに沿って関係府省と一体的に推進)

就職・正社員化の実現
多様な社会参加の実現

※ 概ね1993(平成5)年～2004(平成16)年に学校卒業期を迎えた世代を指す。2019年4月現在、大卒で概ね37～48歳、高卒で概ね33歳～44歳に至る。

I 主な支援対象

- ◆ 不安定な就労状態にある方(不本意ながら非正規雇用で働く方)(約50万人程度(35～44歳))
- ◆ 長期にわたり無業の状態にある方(就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」などの理由で、就職活動に至っていない方等)
- ◆ 社会とのつながりをつくり、社会参加に向けたより丁寧な支援を必要とする方(ひきこもりの方など)

II 主な取組の方向性(厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プラン(概要))

- 地域ごとのプラットフォームの形成・活用
 - 都道府県レベルのプラットフォーム(経済団体、労働局等)により各界一体となった取組を推進
 - 市町村レベルのプラットフォーム(自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等)により、地域資源、ニーズの把握、適切な支援へつなぐ等の取組を推進
- 就職氷河期世代、一人ひとりにつながる積極的な広報
- 対象者の個別の状況に応じたきめ細やかな各種事業の展開(関連施策:短時間労働者等への社会保険の適用拡大)

◆ 不安定な就労状態にある方

- 民間事業者のノウハウを活かした正社員就職につなげる成果連動型事業
- ハローワークに専門窓口を設置、担当者によるチーム支援を実施
- 短期間で取得でき、安定就労に有効な資格等の習得支援を「出口一体型」で実施
- 働きながらでも無料で受講可能な訓練の提供
- 助成金等による企業の取組支援

◆ 長期にわたり無業の状態にある方

- 地域若者サポートステーションにおいて以下の取組を実施
 - ① 生活困窮者自立支援とのワンストップ支援
 - ② 地域レベルでの潜在的支援者把握のためのアウトリーチ展開
 - ③ 全国レベルでの一元的案内・相談機能の整備

◆ 社会参加に向けた支援を必要とする方

- 身近な地域レベルでの周知・広報のための環境整備
- 生活困窮者自立相談支援事業及び就労準備支援事業の強化
- 中高年者へのひきこもり支援充実
- 8050等の複合課題に対応できる包括的支援や居場所を含む多様な地域活動の推進

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 **「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)**
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる**
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出**
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

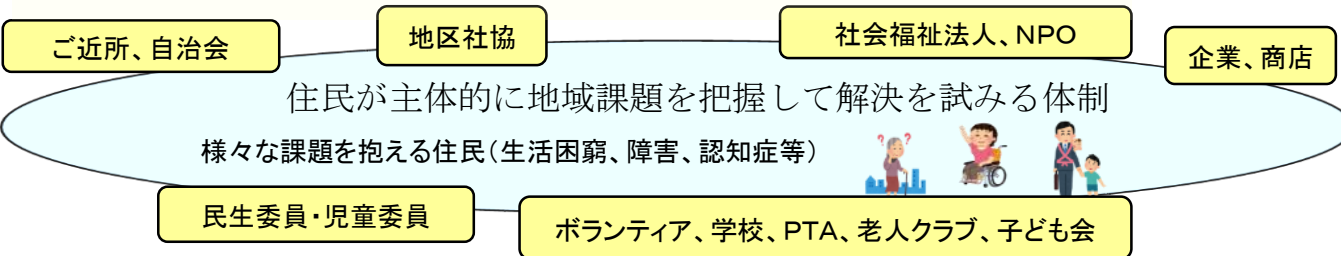
※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

平成31年度予算
平成30年度予算
平成29年度予算

28億円 (200自治体)
26億円 (150自治体)
20億円 (100自治体)

(1) 地域力強化推進事業 (補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民に身近な圏域

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

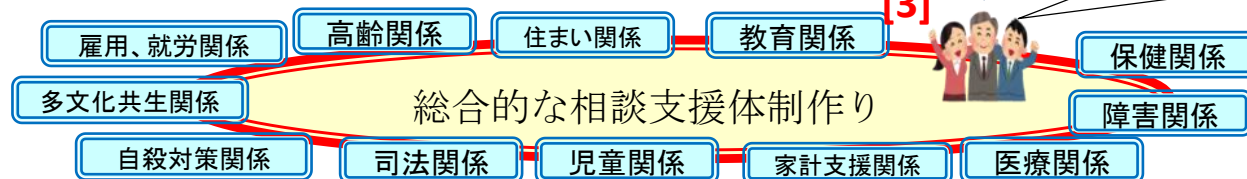
(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等

[3]



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

市町村域等

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・ 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	田中 滋	埼玉県立大学 理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長	知久 清志	埼玉県福祉部長
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	原田 正樹	日本福祉大学 副学長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長	平川 則男	日本労働組合総連合会 総合政策局長
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授	本郷谷 健次	千葉県松戸市長
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター センター長	◎宮本 太郎	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 代表
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター 業務執行常務理事	室田 信一	中央大学法学部 教授
			首都大学東京人文社会学部人間社会学科 准教授

（◎：座長）

4 審議スケジュール・開催状況

（第1回）2019年5月16日（木）	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
（第2回）2019年5月28日（火）	関係者からのヒアリング等
（第3回）2019年6月13日（木）	包括的な支援について①
（第4回）2019年7月5日（金）	包括的な支援について②
（第5回）2019年7月16日（火）	中間とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、**一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化**が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、現行の現金・現物給付の制度に加えて、
・**専門職の伴走型支援**により地域や社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻していくことで**包摂を実現していく視点**
・**地域社会に多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を進める視点**
の双方が重要であり、これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。
- 福祉の対人支援においては、従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、**つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実**が求められる。

2 具体的な対応の方向性

(1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

- **福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。**
・ **断らない相談支援** ・ **参加支援（社会とのつながりや参加の支援）** ・ **地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援**
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。
- 新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個別性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。その際、従来の経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

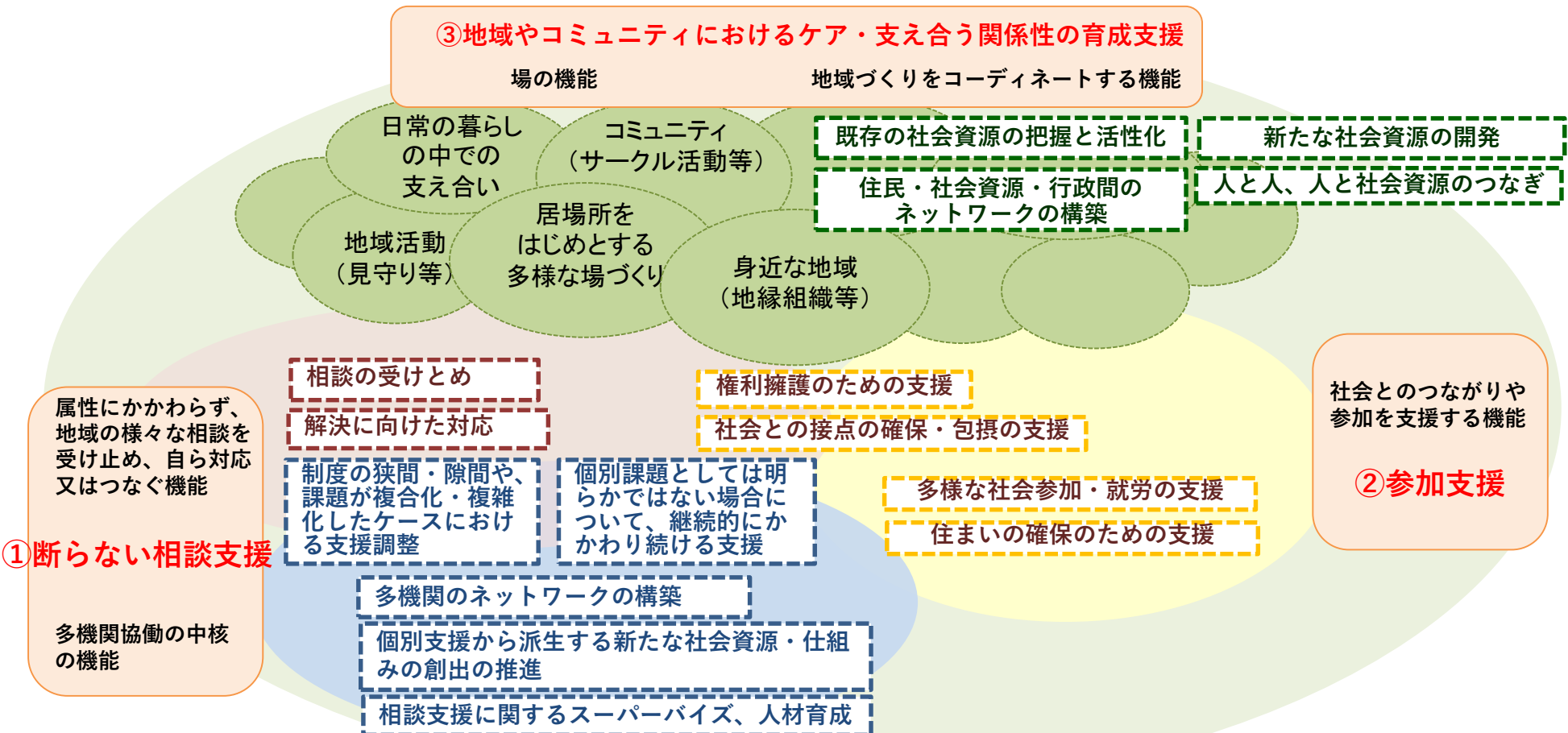
(2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

- 地方創生施策やまちづくり施策など他の分野との連携を進めていくとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、**地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築**するとともに、「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

3 今後の主な検討項目

- ・参加支援の具体的内容
- ・包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・広域自治体としての都道府県の役割
- ・保健医療福祉の担い手の参画促進

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【新たな事業の内容(①～③を一体的に実施)】

①断らない相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
 - ①ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
 - ②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保を行う事業を実施

(市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点)

- 新たな事業を行うに当たっては、市町村は、地域住民のニーズや資源の状況に合わせ、域内における包括的な支援体制の整備方針について、検討を行う。
- 特に、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、行政からのお仕着せにならないように、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 一度整備した体制についても、関係者間で振り返りや議論を行うことで、柔軟に見直し、試行錯誤しながら改善していく。

これまでの検討

社会保障審議会福祉部会及び検討会において、改正社会福祉法附則の検討規定等を踏まえ、地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進や、社会福祉法人の展開等について議論を行っている。

<議論の経過>

地域共生検討会

- 5月16日 地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
- 5月28日 自治体等からヒアリング
- 6月13日 包括的な支援について①
- 7月5日 包括的な支援について②
- 7月16日 中間とりまとめ案について
- 今後3回開催の後、12月上旬とりまとめ（予定）

事業展開検討会

- 4月19日 社会福祉法人制度の現状について
- 5月15日 社会福祉法人等からのヒアリング
- 6月17日 これまでの議論の整理について
- 今後3回開催の後、12月上旬とりまとめ（予定）

福祉部会

- 5月31日 キックオフ
- 7月22日 中間とりまとめ[地域共生検討会]、議論の整理[事業展開検討会]
- 11月上旬、12月上旬に開催（予定）



今後は、年末のとりまとめに向けて、各テーマについて更に検討を深める。
また、地域共生社会の実現に向けた取組は、介護保険制度等とも密接に関わるテーマであることから、検討状況やとりまとめについて介護保険部会に報告して議論を深めていく。
年内に方針を得て、次期通常国会に所要の法案提出を目指す。

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、必要となる社会福祉基盤の整備を進める

1. 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の促進

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対して、市町村が包括的支援体制を構築するため、①断らない相談支援、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に実施する事業創設を目指す

2. 社会福祉法人改革関係

2-1 社会福祉法人が主体となった連携法人制度関連

社会福祉法人が地域貢献の取組を行うにあたりそれぞれの強みを生かした活動を展開することや、人材確保において採用・離職防止に資する活動を効果的に行うことを後押しするため、社会福祉法人の経営基盤強化や連携強化の新たな選択肢として社会福祉法人が主体となった連携法人制度の創設を目指す

2-2 会計監査人設置基準関連

H28年の社会福祉法改正により、収益30億円超又は負債60億円超の社会福祉法人に会計監査人の設置が義務付けられているが、今後の対応について

3. 准介護福祉士など介護人材関連

介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験合格義務づけの経過措置等について

1. UHC

ポイント: 9月の国連UHCハイレベル会合の政治宣言後の初の大規模な保健関係の国際会議。2030年のUHC達成に向けた貢献と、そのための各種政策の方向性に合意。

(概要)

- ・ 2030年までの世界でのUHC達成という目標を再確認し、他国への支援も含めてこの目標に貢献することを確認
- ・ 患者中心のサービス、医療の質の向上と患者安全を推進
- ・ プライマリー・ヘルス・ケアをUHCの基礎として推進
- ・ データ・デジタル技術の活用を推進するための政策を推進
- ・ 政策立案・実施のための人材を含めた保健人材の強化、他国への支援を行う
- ・ 財務大臣との連携による安定した保健財政の構築の重要性を確認

2. 高齢化への対応

ポイント: G20保健大臣会合で初めて高齢化を主要議題化。活動的で健康的な高齢期の実現と、認知症に関する各国の行動計画の策定・実施といった政策の方向性に合意。

(概要)

- ・ 活動的で健康な高齢期(Active and Healthy Ageing)の実現を優先事項とすることを確認
- ・ 健康寿命の延伸と生活の質の向上を保健医療施策において重視し、健康的な生活に関する啓発を含めた生涯を通じた予防施策を推進
- ・ 保健医療だけでなく、雇用、住宅等のセクターが連携した高齢化対策の推進
- ・ 認知症に関して各国が行動計画を策定し、実施
- ・ 認知症に関する予防推進、共生社会実現を含む総合的な政策の実施

3. 健康危機(健康危機(薬剤耐性(薬剤耐性(AMR))含む)

ポイント: G20として、国際的な感染症の流行等による健康危機に対する対応能力の強化に引き続き貢献していくことを確認。薬剤耐性(AMR)について、引き続きワン・ヘルス・アプローチに基づく取組を進める。

(概要)

- ・ 国際保健規則(IHR)遵守の重要性確認、保健システムが脆弱な国への支援を実施
- ・ WHOの緊急対応基金等の資金メカニズムの持続性を向上させ、効率性を確保
- ・ ワン・ヘルス・アプローチに基づくAMR対策の継続、経験共有と国際協力の推進
- ・ 抗菌薬の適正使用、感染予防等の取組みの推進
- ・ 抗菌薬等の研究開発の促進、インセンティブに関する更なる検証の必要性を再確認